

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○御法川委員長 次に、階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私も、もともと財務金融委員会におったんですが、最近では法務委員会の方がいろいろと忙しくて、そちらの方の關係の質問ばかりしていたので、久々にきょうは財務金融關係の質問をしたいなと思っておったんですが、たまたま税法を見ておりましたら、何と共謀罪にかかわるようなものを今回の改正の中で見つけてしまいましたので、これを避けて通るわけにはいきません。まずその点から質問させていただきたいと思えます。

資料をお配りしておりますが、一ページ目をごらんになってください。電磁的記録の証拠収集手続の整備というものが今回の税法改正の中に含まれております。

これは、私どもの政権、平成二十三年の改正で刑事訴訟法に措置された証拠収集の手続を、今度国税犯則調査の手続にも導入しよう、こういう趣旨です。五つぐらい丸がついておりますけれども、特に平成二十三年改正当時議論になったのは、三つ目の記録命令つき差し押さえ、そしてその下の通信履歴の電磁的記録の保全要請、このあたりであったのかなと認識しております。

記録命令つき差し押さえは、本人とかかわらず、サーバーの管理者に命じて電磁的記録を記録媒体に記録、印刷させて差し押さえることが可能になる。あるいは、保全要請の方で見ますと、プロバイダー等に対して、三十日もしくは六十日を超えない期間を定めて保全要請できる規定を設けるということで、当時はサーバー監視法案などとも言われておりました。

ただし、これは我が党が与党だったときに通した法案ですけれども、私も当時、法務委員会とかで質問しました。私もかなりこれについては反対の立場だったんですけれども、最終的には、サイバー犯罪条約を我が国は既に承認している、締結のためにはこの法案が必要なんだというところで、やむなく私も賛成をしたといったことがございました。

こうしたことを踏まえてまず質問させていただきます。今まさに共謀罪、我が方では共謀罪と呼んでいますけれども、共謀罪法案の提出直前に税法改正に盛り込まれた理由について、財務大臣から御説明をいただけますか。

○麻生国務大臣 今般のいわゆる国税犯則の調査手続の見直しですけれども、これは、経済活動のIT化とかICT化がえらい勢いで進歩している結果、電磁的な記録の証拠収集手続を整備するということが本来の目的というところであります。その上で、テロ等の準備罪の創設を含む組織的犯罪の処罰法の改正というものにつきましては、これは法務省において検討しておられる最中なので、私どもがコメントする立場にはないんですが、いずれにせよ、今般のいわゆる国税犯則調査の手続の見直しは、我々のテロ等の準備罪の法案とは全く関係がないということだと存じます。

○階委員 予期された答弁ですけれども、なぜ私がそういうことを伺ったのかというと、過去三度、共謀罪法案は廃案になっていいますが、その当時は、我々の政権の前でしたけれども、まさに共謀罪とこの証拠収集手続の整備に関する法案がセットで出されて、それが廃案になっているんですね。つまり、今大臣は無関係だとおっしゃいましたけれども、もともとは一緒に議論されてきた、こういう経緯があるので、あたかも今回も一緒に出してきたのかなということでお尋ねした次第です。

そこで、さらに伺いますけれども、先ほど言ったように、サイバー犯罪条約を締結する上で必要だからということで、平成二十三年に刑事訴訟手続にこうした証拠収集の手続の整備に関する条文は盛り込まれたわけですが、結果的に、その後のこの条約は締結し、そして我が国にも効力が発生しているということでありませう。

ですから、当時の議論を踏まえれば、もはや条

約との関係ではこうした手続は盛り込む必要がないということ、私どもは、これはもう終わった話で、もし本当にこの手続が国税犯則調査にも必要であれば、平成二十三年の当時それをやっておくべきではなかったかと思っております。今になってこうしたものをやるということは、やはり共謀罪とセットというふうにも私どもとしては推測せざるを得ないと思っております。

二ページ目をごらんになっていただきたいんですが、大臣の答弁にもかかわっているようなことが書かれてあると思うんです。

先ほど大臣は無関係だとおっしゃられましたけれども、二十三年に刑法において措置された電磁的記録の証拠収集手続を参考として整備すべきと考えられる事項ということで、今回の証拠収集手続を国税犯則調査にも盛り込むべき理由が書いてあります。

その中で、後半の方に書いていますけれども、これらの手続は、財政経済事犯等の捜査の実務においても頻繁に用いられ、有効に機能しているであろうか、あるいは、刑法法に基づく犯罪捜査と完全に同質なものではないが、電磁的記録の証拠収集手続に関する限りは、犯罪捜査との間に差を設けるべき理由は見出しがたいというようなことが書かれておりまして、これが理由とされているようにございます。

これは財務省にお聞きすべきことか、それともきょうは法務省も来ておりますので、法務省にお聞きすべきところかちよつと定かではありませんが、まずこの中で、財政経済事犯等の捜査の実務

において頻繁に用いられ、有効に機能というくだりがあります。これは本当にそうなんでしょうか。この点について、この文書の根拠をお尋ねしたいと思えますけれども、これは通告していませんので、刑事局長、よければ答えてもらえますか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいまの御質問は、資料二の国税犯則調査手続の見直しについてという文書についてのものであらうかと存じますが、この文書は、申しわけございませんが、法務省が関与して作成されたものではございませんので、この内容について御説明申し上げるのは控えたいと存じます。

○階委員 つまり、財務省がかかわったということなんですが、通告しておりませんが、捜査の実務においても頻繁に用いられ、有効に機能というところについて、その根拠がもしおわかりになればお答えいただきたいんですけれども。（麻生国務大臣「あらかじめ聞いていなかった」と呼ぶ）

いや、このくだり、ちよつと気になるので、後でも結構なので、この根拠について委員会に提出していただければ、あるいは直接でも結構ですので、御提示いただければと思います。

そこで、脱税の罪についてこうした証拠収集手続を設けるといふことなんですが、脱税の罪というのは懲役が最高十年ということで、まさに今問題になっている共謀罪の根拠となる条約、TOC条約の重大な罪に当たるんですね。こちらは四年以上の自由刑ということですが、脱税の罪という

のは、今申し上げましたような重大な犯罪ということで、共謀罪の対象犯罪になるのではないかと、いふふうに思うんですが、この点、いかがでしょうか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

お尋ねのTOC条約上の重大な犯罪というのは、長期四年以上の自由を剥奪する刑、またはこれより重い刑を科すことができる犯罪を構成する行為とされておりまして、これを我が国の国内法に引き直しますと、長期四年以上の懲役あるいは禁錮に当たる罪が該当することになります。

所得税法、法人税法等に規定されておりまして一部の罪は、御指摘のとおり、法定刑の上からはこれに当たることとなります。

ただ、もつとも、TOC条約の担保法案は現在提出に向けて検討中でございますが、条約との整合を図りつつ、対象犯罪のあり方についても検討中でございます。そのため、御指摘の犯罪、税法違反の犯罪がこの法案の対象犯罪に含まれるか否かについても、現時点ではお答えすることが困難でございます。

○階委員 もし対象犯罪にこれが含まれないとなると、条約の文言からかなり外れたことだと思っております。別にそれを含めと言っているわけではないです。条約の担保法だと言っているからには、条約締結に必要な内容でないか、この共謀罪をやる意味がないかと思っております。

条約の中では、今申し上げました長期四年以上という条件もありますし、そして共謀罪については、金銭的利益その他の物質的利益を得ることに

直接または間接に関連する目的のためというくだりもあります。この目的条件にも脱税の罪というのはびつたり合うわけでございまして、むしろ、脱税の罪というのは共謀罪に入るのが当然かと。

別に入れてほしいと言っているわけじゃないんですけれども、条約の解釈からすれば当然そうなるのではないかと思うんですが、これは入らない可能性もあるという理解でよろしいんですか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたが、TOC条約の国内担保法につきましては、その内容について、条約との関係を含めて、その条約を所管します外務省との協議も含め、現在検討中でございます。対象犯罪のあり方についても検討中でございますので、現時点で、特定の罪が対象となる、ならないということを申し上げることは困難でございます。

○階委員 これ以上ここで議論しても水かけ論になりますので先に進みますけれども、入る可能性も否定していないので、入るといふ前提でお尋ねします。

テロ等準備罪と政府が言われている、我々が言うところの共謀罪、犯罪主体を組織的犯罪集団に限るといふことで、首相も、あるいは法務大臣も、一般市民は入らないというようなことはよく言うておるわけです。

ところが、きょう用意した資料の中で、四ページ目をご覧になってください。これは我が党の山尾さんの要求に係る法務省の回答の紙でございますが、二月十六日ですけれども、もともと正当な活動を行っていた団体についても、団体の結合の

目的が犯罪を実行することにある団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に当たり得るといふことが書かれております。

この組織的犯罪集団に当たるといふところで、まさに先ほど、脱税を、この対象犯罪になるかどうか、入る可能性も否定しなかったわけですが、入るといふ前提に立った場合、脱税を企図して毎年粉飾決算を行っているような会社、これは組織的犯罪集団に当たるとは思わないかと思うんですが、当たり得るかどうか、可能性があるかどうか、刑事局長にお尋ねします。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

テロ等準備罪におけます組織的犯罪集団につきましては、結合の目的が犯罪を実行することにある団体をいうとの趣旨で用いることを検討しているところでございます。

お尋ねの点につきましては、成案を得た後に、具体的な罰則の内容に基づいて詳細は御説明すべきものと考えておりますが、基本的な考え方を申し上げますと、結合の目的が犯罪を実行することにある団体というのは、例えばテロ組織、暴力団、薬物密売組織などを想定しているものでございます。

仮定の事案に基づいて、ある団体が組織的犯罪集団に当たるといふことを申し上げるの事は事の性質上困難ではございますが、あくまでも一般論として申し上げますが、お尋ねのような団体が、一般の会社であって、通常の営業活動を継続的にやっているものだとすれば、犯罪を実行することを目的とするものとは認められず、通常は組

織的犯罪集団に当たらないと考えられます。

○階委員 通常はと言ったので、例外的には当たるといふふうにも聞こえるわけです。

先ほど申し上げた資料四のページで、目的が当初は全く犯罪とは関係なくても、会社でも、経営が悪化してくるなりすれば粉飾決算というのもあり得るわけだし、あるいは隠し金をつくるために粉飾決算ということもあるわけですね。そして脱税ということもあるわけで、こういうことを頻繁にやるようになった場合でも、団体に一変したと認められるというふうには言えないということではないんですか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいまの御質問は、粉飾決算あるいは脱税といった行為を頻繁に普通の会社が繰り返すようになった場合に組織的犯罪集団に当たるといふお尋ねであったと思われませんが、通常、脱税でありますとか粉飾決算というものはその会社の目的のものではないというふうには考えられません。通常の事業活動を行っている会社が組織的犯罪集団に当たるといふことは想定されないと考えております。

○階委員 ということは、幾ら会社の中で、脱税に限らず振り込め詐欺でも何でもいいですけども、全体じゃなくてもいいですよ、一部の人がそれがそういうことを企図してやっているような場合、そういう場合であっても、会社という団体自体は、目的はそこにあるわけではないから、これは全くその構成員はセーフ、共謀罪には問われないというところで間違いないですか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

組織的犯罪集団の概念を含む組織的犯罪処罰法の改正案につきましては検討中でございますので、詳細は成案を得た後に御説明するべきものと考えておりますが、お尋ねの事案におきましては、会社は、通常の事業を行う会社として存続をしており、団体としての結合目的が犯罪を行うことになっていないというふうには認められない限りは組織的犯罪集団には当たらないこととする形で立案を検討中でございます。

○階委員 一変したかどうかというところが多分ポイントになると思うんですけども、この文書で言う一変したかどうかの判断基準というのは、今の答弁は具体的に説明されましたけれども、一変したかどうかという基準については、何か今考えていらっしゃることはあるんでしょうか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘の文書における一変というのは、もともとと正当な活動を行っていた団体が、その性格を全く変えて、団体の結合の目的が犯罪を實行することにあるという団体に變化したと認められることを指すものとして用いております。

その上で申し上げますと、もともとと正当な活動を行っていた団体については、団体の意思決定に基づいて犯罪行為を反復継続するようになるなどの状況に至らない限り、そのように認められることは想定しがたいと考えております。

○階委員 この一変したかどうかというところは、最終的には訴追側と申しますか捜査側の判断になると思うんですね。

今、一変したということになるべく限定的に解説するというようなことで御説明されたと思うんですけども、やはりそこが明確にならないと、普通の会社の人も、例えば、さっき言ったように、粉飾決算で脱税を繰り返していたような場合でもなるんじゃないかと、いろいろな危惧があるわけですね。振り込め詐欺で、会社の一部がかかわっていたらなるんじゃないかと。だから、そこを明確にしていたかなくちゃいけないということが一つ。

それで、今回、もしこうした証拠収集手続が導入された場合に、先ほど言ったように、もし脱税の罪が共謀罪の対象になるとすれば、この証拠収集手続が集まった証拠というものが共謀罪の立証にも使われるのではないかと、こういう懸念もあると思います。もちろん、団体の性質が一変したという条件も満たさなくちゃいけないわけですけども、こうした証拠の流用みたいなことはないと考えるのかどうか。

刑事局長、お願いします。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

テロ等準備罪そのものが現在立案中、検討中のものであります上に、個別事件におけます証拠の収集方法というものはさまざまございまして、一概に申し上げられるものではございません。

ただ、あくまで一般論として申し上げますと、適法、適正な収集手続により得られた証拠を他の事件においてさらに正当な捜査、公判活動に用いるということは許されていると理解しております。このことは、国税犯則取締法に基づいて収税官吏

が収集した証拠についても、当該事件が告発されて、検察官に証拠が引き継がれた後には同様であると考えておりますが、このことは、テロ等準備罪に特化した特別なことではないというふうに考えております。

○階委員 大事なことは、国税犯則調査でこういう証拠収集手続が設けられることよって、共謀罪の証拠の収集手段も広がるということなんです。これは、ほかの件についてもそうだとおっしゃいましたけれども、間違いなく共謀罪の証拠の収集手段が広がるということできよう答弁いただいたと思います。

かように、この問題というのは、そんな日切れの税法の中で潜り込ませるような形で通すような話ではないと思っております。

財務大臣にまともとしてお聞きしますけれども、本件は、本来は国税犯則取締法の改正として単独で議論されるべきものだとすることを私は申し上げました。国税通則法に潜り込ませるような形で議論するのはおかしいと思っております。撤回して、別途、国税犯則取締法の改正案として提出し直して、慎重に議論するべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 平成二十九年度の税制改正において、今言われた国税犯則調査の見直しを初め、各種の納税環境整備のために改正を行うこととしたしておりますのは御存じのとおりです。

これらの改正というのは、御存じのように、納税者の利便性の向上とか租税回避などの防止という共通の目的に沿って改正を行うものであるとい

うことと、また、他の税制改正とあわせて一体的に、一覽的に示すことよって納税者にとつて改正内容の全体がわかりやすいものなるということから、一体のものとして議論をさせていただく必要があるんだと考えております。

その上で、今般の改正で国税犯則取締法を廃止して国税犯則調査に係る規定を国税通則法に編入することとしておりますのは、この改正につきましては、国税犯則調査も、国税通則法に定めます課税調査と同じように、納税義務のありなしに関する事実の確認を行うというものでありますので、国税に関する共通的な手続というものを定めます。国税通則法での規定になじむのではないかと。また、課税調査と犯則調査を同一の法律に規定することよって一覽性が高まり、そして納税者から見てもわかりやすい法体系となるのではないかと考えられること等を踏まえれば、これは適当ではないかということよって考えておるのがその背景であります。

**○階委員** お言葉ですけれども、五ページを見ていただきましたんですが、国税犯則取締法というのは、通常の行政とは違って、捜査の一部を担うようなものなんですね。いわば刑事法に近いようなものです。ですから今まで別建ての法律にしてきたものを、何か国税通則法に一体化するというのは、私は趣旨が違ふと思っております。

国税犯則取締法というのは、この図に示したように、強制調査権があるということです。裁判所の令状をとれば、裁判官の令状をとれば強制調査で、先ほど言ったようなプロバイダー等に差し押ささえもできるといったようなことで、これは大変

重い話ですよ。重い話だからこそ、やはり切り分けて議論しなければいけないというふうに思いますが、冒頭申し上げましたとおり、もともとはサイバー犯罪条約締結のために刑法法に入れられたものでございます。その時点では、これを国税犯則調査に入れようという議論はなかったわけでありまして、ここにきて、共謀罪とセットのような形で入れるというのは、まさに共謀罪の捜査をより簡単に円滑に進めようという思惑も感じられるわけです。

だからこそ、私たちは、こうしたやり方で通すのではなくて、国税犯則調査のあり方としてどうなのかということをもっと慎重に議論すべきだと考えております。

もう一度、大臣、お願いします。

**○麻生国務大臣** お言葉ですけれども、これは犯則調査手続というものに定めております。例えば関税法とか、それから金融商品取引法とか、ほかにも独占禁止法もそうですかね。そういったものにおいては、そもそも犯則調査手続というのは、これは行政調査と合わせて一体化して、今言ったように、合わせて一つの法律において規定されておりますのは御存じのとおりなんです、そういった意味では、私どもとしては、これだけは特に過度にというような感じで思っているわけではありません。

**○階委員** ただ、このような手続を、今問題になっている証拠収集手続を他の犯則調査手続に導入するということは聞いておりません。なぜこれだけには導入しようとするのか、しかもこのタイム

ングで、時限性のある中で導入しようとするのか、ここが、やはり我々としては、テロ等準備罪、共謀罪との関係性を疑わざるを得ないわけですよ。

だから、この点については、犯則調査手続はほかにもありますでしょう。それらも含めて、もっと慎重に議論しなくてはいけないと思えます。この時点で、税法、通常の年次改正と一緒に議論するのは、私はちよつと筋が違ふのではないかと思えます。いかがでしょうか。

**○麻生国務大臣** 今答弁は申し上げたとおりなんです、あのほかにも、関税法とか地方税法とか、皆同じになっておりますので、そういった意味では、我々の意図しているところは、この前の答弁で申し上げたとおりであります。

**○階委員** 最後に一点だけ申し上げますと、今回の改正というのは、もう刑法で同じ手続があるんだから、それと似たような手続である国税犯則調査にも横並びで入れていいだろうというような趣旨が、先ほどの資料二枚目あたりに書いておるんです。でも、一方で、今回、国税通則法に盛り込ませていいという理由を今大臣はお話になりましたけれども、ほかの行政的な犯則調査手続にも入っているということで、ここでは行政的な側面を強調されるわけですよ。

だから、ちよつとそこはダブルスタンダードじゃないかと思えます。ダブルスタンダードじゃなくて本当にこれが必要だというのであれば、正々堂々と言うのが適切かどうかはあれですけども、正々堂々と、これだけ取り出してやるべき話だと私は思います。

その上で、ちょっと話題をかえまずね、時間もあれなので。

配偶者控除について、多分この委員会でも議論がされてきたのだと思っています。

私はちよつと本質的なところをお尋ねしたいんですけども、資料の六ページ目をごらんになってください。

主要国においても配偶者の存在を考慮した税制上の仕組みがあるんだということで、配偶者控除を存置する理由を政府としてそこに求めているわけですが、よく見ますと、日本以外の国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、挙がっておりませんが、よく見ますと、これは配偶者もいわば共同で働いているという理念のもとに設けられている規定ではないかというふうには見えて取りました。

この中で、夫婦単位課税で二分二乗方式というのがございますね、アメリカ、ドイツ。この二分二乗方式というのは、例えば、御主人だけが働いて奥さんが専業主婦だった、こういう家庭があった場合に、その御主人の収入を夫婦二人でそれぞれ稼いだということを想定して、二つに分けて一人ずつ税額を計算してそれを合算して払うというようなものですね。二分して二乗するということなんだと思うんですね。

実態に即して見ても、私も妻は専業主婦です。でも、私がいただいた報酬というのは、二分どころか八分ぐらい妻が手にするわけですね。何を言いたいかというと、別に、旦那さんが働いて奥さんが専業主婦だからといって、日本の制度のように、奥さんは被扶養者だ、要するに稼いでいるの

は旦那さんだけだという考え方に立っているのが日本の制度。他方、各国は、仮に名目的な収入は旦那さんだけであっても、奥さんも内助の功ではないですけども物すごく貢献している、だから収入も二人で分けて考えましょう、こういうことだと思いませんか。

翻つて、やはり、こういう配偶者控除という制度の根本にある理念というのは、今、女性にもどんどん活躍してもらおうという考え方を政府としても進めていらつしやる中で、ちよつと各国と比べてみてもおくられているのではないかと思うんですが、この点について、大臣、いかがですか。

○麻生国務大臣 ああ、階さんのうちでもそうかと思つて安心しました。いや、二分八乗方式ね。

日本においては、今言われましたように、一定の収入以下の配偶者のいる方というか、税負担能力を配慮するという観点から、配偶者控除が設けられているところなんだと理解しておりますが。

今おっしゃいましたように、諸外国においてもこの配偶者の存在を考慮して所得税負担を調整する仕組みが設けられているんですが、これは国ごとに歴史的とか社会的とかいろいろ背景が異なっているもので、その仕組みの趣旨も異なるものになっておりますが、ここに書かれているとおりになんだと思っております。

特にフランスでは、一定の財産を夫婦の共通の財産とする法定共通制を採用していますし、ドイツでは、これは夫婦で別の産制というのをとつてきておりますので、ともに世帯単位の課税ということになってくるのだと思うんですが、世帯内に

所得の低い配偶者が存在する場合、そうでない場合に比べて税負担が軽減される仕組みになっているということなんだと思っております。アメリカなんかの場合で、これは二分二乗方式を採用しているんですね。

各国の制度の趣旨というのはさまざまなので、これはいずれの国においても、配偶者の存在を考えて、共稼ぎとかいうのもありますし、専業主婦もあるだろうけれども、とにかく、専業主婦であっても、その奥さんが旦那のために家族のためにいろいろやっているということに対する労働とかいう表現もあるでしょうけれども、そういったものに対して所得税の負担というのは当然軽減するんだ、その分だけ軽減するんだというのを持つ仕組みになっているんだと思っております。

私どもとしては、今回、実にいろいろな御意見がここに至るまでにあつたんですけども、それまでの間、今回はこういった形にさせていただいておりますが、昔は、稼ぎ手が一人で奥さんがいて、子供は二人いて、一対三ぐらいの形だったのが、今は一人が働いて、もう一人も働いて、家族は一・何人になっていて、家族の構成自体も随分変わってきておりますので。

そういった意味では、この税源のあり方というものについても全然別に考えないと、これからの若い世代というのは、私らの世代は兄弟が五人も六人もいて当たり前の世代に育つたの。私は七十六ですから、私らの世代は五、六人は当たり前の世代に育ちましたので、今の時代とは全然違つて

いますので、階先生がおっしゃるように、この考  
え方の根本というところをちよつと考えないとい  
かぬことになっておるかなとは思っております。

○階委員 我が党でも世帯控除という考え方を打  
ち出しておるわけですが、それとともに、  
この配偶者控除、きょうは時間の関係で説明しま  
せんけれども、今まで百三万円の壁と、壁とい  
うのはちよつと錯覚なんですけれども、壁がある  
と言われていて、これを百五十万円にずらしまし  
たと言つても、百六万円の壁とか百三十万の壁とい  
うのも別途あつて、就労促進効果は余り望めない  
というのが一つ。

それから、私どもとしては、この配偶者控除は  
やはり理念としてちよつとおくれているので廃  
止しましょう。そうすると、大体国、地方を合  
せて一・一兆円ぐらい税収増になるというふう  
に見積もっております。それを仮に高等教育への公  
的支援に充てたらどうなんだろうかということも  
提言させていただいております。

日経新聞に出た、ある大学教授の論文が資料の  
八ページに上がっておりますけれども、労働生産  
性と高等教育機関への支出というのがきれいな相  
関関係になっているということがあります。日本  
はまさにこの左下の方に属するわけでございま  
し、先進国で最低の高等教育機関への支出水準で  
あるがゆえに、労働生産性も低くどまっています。  
だから、この一・一兆円という使い方を、配偶者  
控除ということとらわれるのではなくて、根本  
的に見直すということであれば、まさに高等教育  
機関への支出というところを考えてみてはどうか

と思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 初めてこの、村田先生ですか、  
これは。初めて読ませていただきましたけれども、  
これは、特別控除を廃止した場合は、今おっしゃ  
いましたように、国税で零コンマ六兆円、六千億  
それから地方税で同じように六千億ですから、約  
一兆二千億ということが見込まれますので、そう  
いったものがありますのはもう間違いありません  
ので、この配偶者控除を扶養控除と一緒に、一定  
にして、一定の収入以下の配偶者がいる方の税負  
担能力に配慮する仕組みになってはいるんですけ  
れども、今言われましたように、諸外国において  
配偶者の存在というものを考慮した仕組みが設け  
られていることなんというのはどこでもやつてお  
られるので、そういうものを考えたら、廃止し  
ても何も配慮を行わないで、その分だけ全部高等教  
育に回しちゃえという話なんですけれども、これ  
はちよつとどうかかなというので、ちよつと今この  
段階で、では、子供がない世代はいえ、産ま  
ないのが悪いとかいうような話になってみたり、  
いや、身体的に産めない方はどうなんだとかいろ  
いろな話が出てきますので、この、直ちに公的支  
援に回しちゃうということとはちよつといかがなも  
のかとは思いますが。

高等教育に対してしかるべきものであつて、何  
となく、教育国債とかいって、将来当てにならな  
いような、赤字公債のかえたようなものが出てく  
るような話がよく与党の中でも出されていますけ  
れども、私どもとしては、一つの考え方としては  
参考になるんだと思います。

○階委員 確かに、お子さんのいない家庭、子育  
てが終わった家庭がこの配偶者控除廃止をどう受  
けとめられるのかというのは一つの大きな問題で  
す。

ただ、思うのは、むしろ、お子さんがいない場  
合というのは、老後の社会保障というのは誰が面  
倒を見てくれるかというところの家庭のお子さん  
なわけですね。そのお子さんたちが高等教育を受  
けて、労働生産性を高めて、たくさん税金とか保  
険料を納めれば、お子さんのいない家庭も老後の  
安心が確保される、こういうことも言えると思  
うんですね。

だから、ここは、先ほど理念的なことでは、多  
分共通認識として、配偶者控除という考え方は見  
直していく必要があるんじゃないかということも  
おっしゃっていただいたので、ここは根本的に、  
今の日本にとつてどういう仕組みがいいのかとい  
うのをぜひ考えていただきたいと思ひます。

時間も限られていますので、次に行きます。  
先ほど前原委員からも中期財政試算について  
いろいろと、今後プライマリーバランスがどう推  
移するののかという説明がありました。参考人にも  
来ていただいているんですが、ちよつと時間の関  
係で割愛させていただきます。

ここは結論だけ、大臣に伺いたいんですが、資  
料の九ページをごらんになってください。資料の  
九ページ、下の方に、国の一般会計の姿というこ  
とで、歳出の一番下に国債費ということで、二〇  
一五年から二〇二五年まで国債費がずらつと並ん  
でいます。二十二・五兆円から始まつて、最後に

は四十六・九兆円になるという絵姿が、これは経済再生ケースの場合で示されております。

ただ、私は、この情報だけでは、財政再建をこれから進めていく上で、いま一つ不十分なのではないかと。と申しますのも、国債費の中には、元本を返す分と利払い費、二種類あるわけですね。

多分、内閣府ではその二種類をちゃんと算定しているんだと思います。情報を開示して、これが今後の利払い費急増によって財政悪化ということが十分、前原委員も指摘されたとおりに、あり得るわけですね。

私は、この情報開示についても、先ほど前原委員からは、二〇二五年より先についてもちゃんと試算を示すべきだというお話がありましたけれど、私は、この国債費の情報開示、利払い費と元本償還費、これは両方、内訳として表示すべきではないかと。ここはぜひ改めていただきたいと思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

**○麻生国務大臣** これは先ほどのお話にも出ておりましたけれども、内閣府の中長期試算におきまして、国債費の内訳、いわゆる償還費と利払い費ということになるんだと思いますが、これを示すかどうかについては、これは内閣府の御判断事項なので、ちょっとこちらとしてコメントを差し控えますが。

その上で、国債残高が累増していくという中で、金利が上昇した場合は利払い費が急増する可能性があるということをおられるんだと思いますが、それはもう全く委員の御指摘のとおりなので、財政運営というのを考えるに当たっては、利

払い費を含めた財政収支というのはこれはもう当然のことで、注意していかねばならぬのははっきりいたしております。

その上で、私どもとしては、国、地方の財政の姿を示している内閣府の中長期政策は、異なるものではありますけれども、財務省の後年度影響試算というものにおいて国債費の内訳として利払い費の試算もお示しをさせていただいておりますので、御参考いただければと思いますが、確かにいろいろな意味で、大きな利払い費の額が出てまいります。我々の試算内のものお示しはいたしております。

**○階委員** ぜひ、ここはお願いします。

時間が来ましたので終わりますが、一点積み残した問題が、財政再建のためには、政策投資銀行など政府保有株で売却可能性があるものについては早期に売却を進めてほしいということを引きようはお願いしたいと思います。ぜひこのこともお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。